

情報・システム研究機構における研究設備・機器の共用の推進に関する方針

令和 5 年 3 月 3 日

機 構 長 裁 定

1. 情報・システム研究機構は、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン（令和 4 年 3 月付文部科学省大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）」の趣旨を踏まえ、研究設備・機器の経営資源として果たす機能を再認識の上、共用を含めた設備整備・運用計画の策定により、法人経営と明確に結び付け、研究設備マネジメントの最適化を実現する。
2. 多様な研究者が研究設備・機器について利用可能な環境を整え、各々の研究パフォーマンスを高め、多様で卓越した研究成果の創出に繋げるため、研究設備・機器の共用化を推進する。
3. 大学共同利用機関を中心とした共同利用・共同研究体制は、国内外の研究者コミュニティに開かれた運営体制の下で推進されることから、大学共同利用機関が自ら整備した研究設備の利用並びに運用については、機構内外を対象とした公募型共同研究等における設備の共同利用の他、各研究所等の規則等に基づく共同利用を推進する。
4. 主に公的な資金（基盤的経費、競争的研究費）を財源として整備される研究設備・機器のうち汎用性があり、一定規模以上の研究設備・機器については共用を推進するとともに、必要に応じて個別の設備や利用者のカテゴリーに応じた利用料金設定をするなど継続的、安定的な運用を行う。